

1 対象

中学生

2 ねらい

インターネットで起きている人権問題の状況や事例について考えることをとおして、人権に配慮してインターネットを利用しようとする意識を育むこと。

3 準備するもの

- ワークシート（生徒用）
- ワークシート2の表（グループ活動用） ※拡大して使うとよい
- 参考資料（①～⑤）

4 解説

内閣府が平成31年2月に公表した「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によると小学生990名のうち85.6%、中学生1,175名のうち95.1%、高校生903名のうち99.0%がインターネットを利用したことがあり、多くの児童・生徒がインターネットと接していることがわかる。

一方で、インターネットの知識や利便性については理解していても、インターネットの匿名性を悪用した人権問題についての理解は十分ではない。インターネットには、他人への中傷や侮蔑、無責任な噂、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲載、いじめなど、人権侵害につながる情報が流れている。そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難な重大な損害を与える危険もある。さらに、このような人権侵害は、名誉毀損等の罪に問われることもある。

そこで、このワークシートでは、インターネットで起きている人権問題の状況や事例について把握することをとおして、人権に配慮してインターネットを利用しようとする意識を育むことを目的としている。

右の携帯電話サイト「かながわモード」は、神奈川県教育委員会が作成した携帯電話用のサイトである。このページには、携帯電話を安全に、安心して利用するための「してはいけないこと」「やらなければいけないこと」「気をつけること」がまとめてある。保護者、小学生、中学生、高校生、教職員を対象に、代表的なトラブルの事例とその対処法を解説するほか、架空請求サイトなどに接続してしまうケースを疑似体験するページも用意されている。



携帯電話サイト
「かながわモード」

【かながわモード URL】

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/4012/kanagawa_mode/

<参考資料など>

- ・「政府広報オンライン」<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/200808/3.html>
内閣府大臣官房政府広報室
- ・「不確かな情報に惑わされないために」 警視庁
- ・「平成30年度青少年のインターネット利用環境実態調査」 内閣府
- ・「インターネットトラブル事例集（平成29年度版）」 総務省
- ・「インターネットトラブル事例集 Vol.3」 総務省

5 進め方（展開例） 50分

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	資料など
導入 10分	<p>◆学習の確認（2分）</p> <ul style="list-style-type: none"> 授業の流れの説明を聞く。 <p>◆アイスブレイキング（8分）</p> <p>「インターネット（SNSなど）を使うときに意識しておきたいこと」</p> <p>①ワークシート1の①～⑤を読み、正しいと思うものに○をつける。</p> <p>②答え合わせをし、解説を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 授業の流れ（ねらい、流れ等）を簡単に説明する。 ワークシートを配付する。 インターネットの利用経験がない生徒がいた場合は、どう思うかで答えてよいなどの配慮をする。 答え合わせをしながら参考資料をもとに、解説する。 <p><回答>①と⑤のみ○となる。 （参考資料①～⑤参照）</p> <p>※参考資料④（ア）については、著作権に係る問題である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ワークシート
<p>・インターネット上には、様々な人権に関する問題があることを共有する。</p>			
展開 30分	<p>◆アクティビティ（30分）</p> <p>①ワークシート1の2の場面を確認する。</p> <p>②「Aさんのとった『ある行動』」と「その後どのようなことが起こったか」をグループで考えワークシートの表に書く。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（記入例）</p> <p>Aさんは自分のSNSアカウントでその文面をそのまま掲載した。</p> <p>→Aさんの友人やSNSを見た人たちも同様に拡散した。</p> <p>→その後、元の情報が誤りであったことがわかった。</p> <p>→〇〇がつらい思いをした。</p> </div> <p>③全体に発表し、共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 4人程度のグループで行う。 ワークシート2の表を参照しながら場面を捉えられるようにする。 表を拡大するなどしてグループに配付することもできる。 「Aさんのとった『ある行動』」の欄を分けて考えたり、「その後どのようなことが起こったか」の欄に矢印を書き加えたりするなど、グループの考えの流れが表されるよう工夫して書いてよいことを伝える。 	
まとめ 10分	<p>◆まとめ（10分）</p> <p>①まとめの話を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 授業をとおして生徒から出された感想や意見をもとに、本時のねらいを押さえて、まとめる。 	
<p>・インターネットは多くの有用性をもっているツールであるが、使う側の意識次第で良くも悪くもなる。利用する際には、自らの使い方が正しいかどうか、常に意識することが大切である。</p>			
	<p>②振り返りを記述する。</p>		

インターネット（SNS など）を使うときに意識しておきたいこと

() 年 () 組 () 番 名前 _____

1 次の文は、インターネットのことについて述べたものです。正しいと思うものに○をつけましょう。

- ① () SNS の情報によって、その情報と全く関係のない人が被害を受けることがある。
- ② () 匿名でインターネット上の掲示板や SNS に発信した情報から、個人が特定されることはない。
- ③ () アクセス数が多いホームページや SNS に載っている情報は、みんなが見ているので、正しい情報である。
- ④ () 多くの人に面白いと思ってもらえることであれば、どんな画像や動画を投稿してもよい。
- ⑤ () 平成 30 年にインターネット上の人権侵害事件のなかで最も多かったのは、プライバシーに関するものである。



2 次の文を読み、Aさんのとった「ある行動」や、その後どのようなことが起こったのかをグループで考え、表に書き込んでいきましょう。

ある日、Aさんがインターネットを使っていたところ、ある事件についての書き込みを見つけました。そこには、事件の被害者と容疑者とされる少年について、実名や写真、これまでの交友関係など、様々な情報が掲載されていました。

さらに、「事件の再発防止と被害者支援のためにも拡散をお願いします」との一文も書かれていました。

Aさんはこの書き込みを読んで「ある行動」をとりました。

Aさんのとった「ある行動」がきっかけとなり、数日後、【容疑者とされる少年】、【容疑者とされる少年の家族】、【Aさん】はとてもつらく悲しい思いをすることになりました。



(表)

Aさんのとった「ある行動」		
↓	↓	↓
その後どのようなことが起こったか		
↓	↓	↓
↓	↓	↓
【容疑者とされる少年】	【容疑者とされる少年の家族】	【Aさん】
とてもつらく悲しい思いをすることになった。		

3 今日の授業をとおして感じたことや、あなたがこれからインターネットやSNSを利用する際に心がけようと思ったことについて書きましょう。

① (○) SNSの情報によって、その情報と全く関係のない人が被害を受けることがある。

- ・ある事件で、事件とは関係のない人が容疑者と間違われ、誹謗中傷をうけたことがありました。発端は、その事件の動画がテレビで流され、ネット上で犯人の正体探しが始まったことでした。ある人が犯人として特定され、SNSをとおして名前や顔写真などの情報が拡散されましたが、その人は事件と全く関係がありませんでした。その後、テレビでは、最初にデマを流した人だけではなく、情報の真偽を確かめずに拡散した人たちも含めてそのやり方には問題があったと伝えました。

② (×) 匿名でインターネット上の掲示板やSNSに発信した情報から、個人が特定されることはない。

- ・友人と海に行ったKさん。友人にスマホで撮ってもらった写真が気に入り、親しい人たちとシェアしようと思って、SNSに写真を投稿しました。数日後から、Kさんは下校時に後をつけられている気配を感じるようになりました。投稿した写真で個人が特定されてしまったことが引き金でした。

「インターネットトラブル事例集（平成29年度版）」 総務省より

③ (×) アクセス数が多いホームページやSNSに載っている情報は、みんなが見ているので、正しい情報である。

- ・得られた情報が自分や友人に影響のある内容の場合、急いで教えたくりますが、まず、その情報が本当か確かめる必要があります。なぜなら、インターネット上で流れる情報は全て真実とは限らないからです。もしウソや根拠のない情報を拡散してしまった場合、自分の信頼が損なわれる、友人の信頼も損なわれる、風評被害が広まったとして企業等に損害賠償を請求される等、不利益を被る可能性があります。このような事態にならないよう、落ち着いて情報の真偽を自ら判断しましょう。

「不確かな情報に惑わされないために」 警視庁より

④ (×) 多くの人に面白いと思ってもらえることであれば、どんな画像や動画を投稿してもよい。

- (ア) Sさんは、話題の映画のデータが手に入ったので学校の友人とシェアしようと思い、動画共有サイトにその映像データを投稿しました。警察は、投稿者をSさんと特定。この他にも、入手した映画や動画をいろいろ公開していたSさんは、著作権法違反容疑で書類送検されました。

「インターネットトラブル事例集（平成29年度版）」 総務省より

- (イ) 中学2年生のAさんは、いつも同じクラスの数人からいじめにあっていました。ある日、数人のうち1人がいじめの様子を携帯電話を使って動画で撮影しました。その数人はおもしろがり、これを動画サイトに投稿しようという話になりました。いじめの動画が動画サイトに投稿されると、それを見た他の生徒からAさんを誹謗中傷する書き込みが相次ぎました。Aさんへのいじめはさらに深刻になり、Aさんは学校に行けなくなってしまいました。

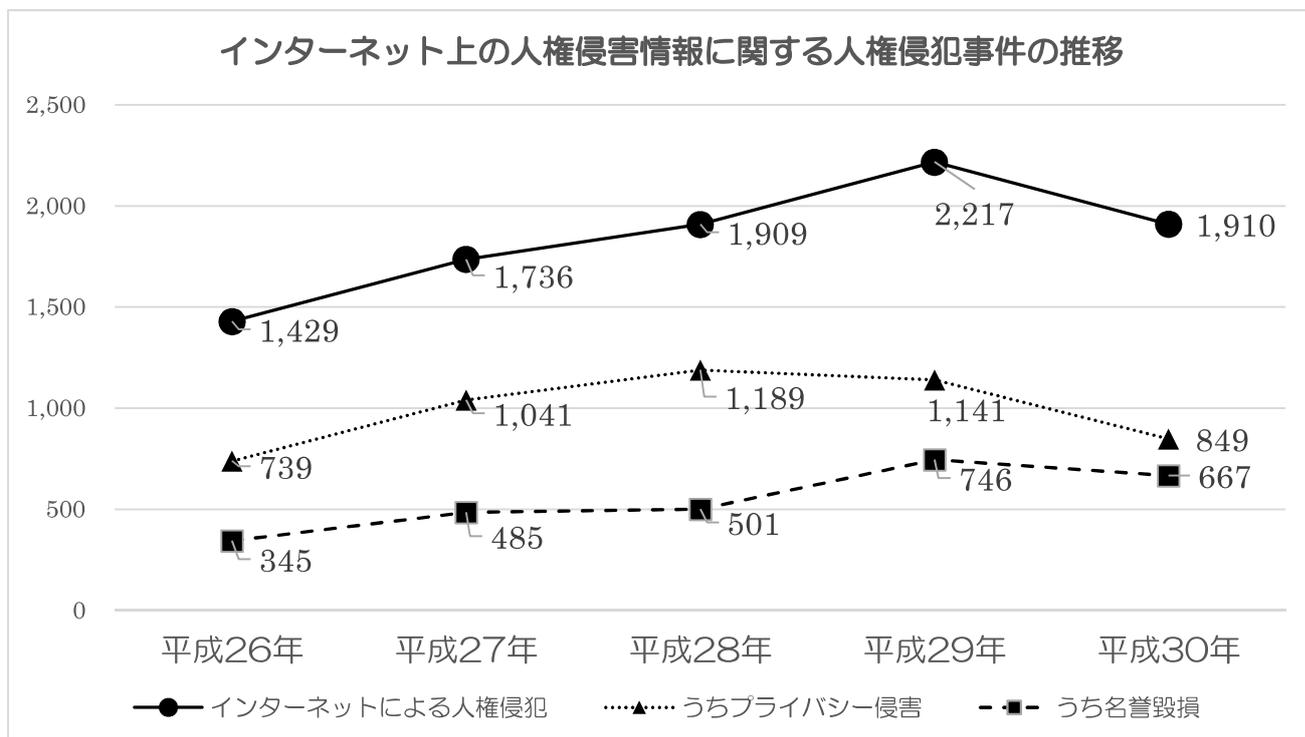
「インターネットトラブル事例集 Vol.3」 総務省より

⑤ (O) 平成30年にインターネット上の人権侵害事件のなかで最も多かったのは、プライバシーに関するものである。

・インターネットにおける人権侵害情報に関する人権侵害事件の推移

平成30年中に法務省の人権擁護機関である全国の法務局と地方法務局において、新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害事件の数は、前年の2,217件を307件下回る1,910件（13.8%減少）でした。しかしこれは、前年に次いで、過去2番目に多い件数となっています。

また、このうち、プライバシーに関する被害は849件（対前年比25.6%減少）、名誉毀損に関することが667件（対前年比10.6%減少）となっていて、この2つの事案だけで全体の79.4%を占めています。



出典：「平成30年における『人権侵害事件』の状況について（概要）」 法務省より

※プライバシーの侵害…個人情報や私生活の事実にかかわる内容などを本人に無断で掲載すること。
 ※名誉毀損…特定の個人について、根拠のないうわさや悪口を書き込むなどして、その人の社会的評価を低下させるといったこと。